

第75号

SOSニュース

18歳以上は成人ですか

「あなたを初等少年院に送致します。」

裁判官がこう宣言した途端、少年Aは、バタッと床に崩れ落ちて土下座し、
ありったけの声で叫んだ。

「裁判官様！　今の発言撤回してください。もう二度と悪いことはしません。
お願いします。」と。

「発言撤回」とは、まだ15歳になったばかりの少年が発する言葉だろうか。

裁判官は、間髪を入れず、

「裁判官が一度言ったことは撤回できない。君が何故少年院に行かなくては
ならなくなったのか、もう一度よく考えてみなさい。その理由がわからないな
ら、それは君が今回犯した罪の重さを理解していないからだよ。」と告げた。

それでも少年Aは泣き喚くことを止めず、裁判官の説得は、延々40分間に
及んだ。

.....

今からもう40年も前の出来事ですが、この少年にとっては、初めて逮捕・
勾留と少年鑑別所を経験した後の処分の通告でした。不良仲間からも、初めて
捕まってすぐに少年院送りはないだろうと言われ、裁判所を甘く見ていたのか
かもしれません。が、裁判は、少年にとって大変厳しいものでした。

成人の刑事事件なら、初犯で、事案も比較的軽微な場合などには、たいてい
執行猶予になるでしょうが、少年事件では、たとえ犯罪事実が軽微であっても、
家庭環境や交友関係が劣悪な場合（これを「要保護性が高い」といいます。）に
は、在宅処分でなく、いきなり少年院送致の決定が出されることがあります。

刑事上の罪は犯していないのに、刑罰法令に触れる行為をする^{おそれ}があるというだけで、少年院に送られることもあるのです。

世間では、少年法は「少年の保護」の名のもとに、少年を甘やかしているのではないかという声が間々聞かれます。18歳以上の少年による凶悪事件が起ころるたびに、こうした声も大きくなるようです。

つい最近、選挙権が18歳以上の未成年者にも認められたことから、これを機に、民法や少年法の成人年齢も、満20歳から18歳に引き下げたらいいのではないかという議論がいよいよ表面化してきました。

しかし、少年の犯罪は、悪質性や根の深さからみて、大人の犯罪とははるかに違いますし、何と言っても、少年は心身の発達が未成熟の段階にあります。そして、少年法は、罪を犯した少年が、将来、もっと悪い大人になって犯罪を繰り返すことのないよう、社会防衛の見地から、刑事処分でなく、保護処分を原則とすることとしているのです。必ずしも厳罰だけがいいとは限りません。

しかも、現在の少年法でも、重大な刑事事件となれば、「逆送」といって、家庭裁判所が事件を検察庁に送致し、成人と同じように刑事裁判にかけることもできることになっています。

選挙権を18歳以上の未成年者に与えることと、罪を犯した未成年者を成人と同様に扱うか否かという問題は、単純にイコールというわけにはいかないのです。この問題は、今後も十分慎重に議論されていくのがいいでしょう。

法務部会 弁護士 大和陽一郎